昭和二十六年法律第百六十一号 港湾運送事業法

目次

第 一章 総則(第一条—第三条)

第二章 港湾運送事業等(第四条—第二十二条 の四)

港湾運送事業抵当(第二十三条 十八条) —第

第四章 第五章 附則 罰則(第三十四条—第四十条) 雑則(第二十九条―第三十三条の三)

(目的) 第一 章 総則

第一条 立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もつ て公共の福祉を増進することを目的とする。 この法律は、港湾運送に関する秩序を確

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需 要に応じて行う行為であつて次に掲げるものを

を除く。) 船舶からの貨物の取卸(第四号に掲げる行為 第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為 これらの行為に先行し又は後続する次号から より運送されるべき貨物の港湾における船舶 からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶に 舶により運送された貨物の港湾における船舶 への引渡若しくは荷主からの受取にあわせて 港湾においてする船舶への貨物の積込又は 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船

だのえい航 区間における引船によるはしけ若しくはいか物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定 交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間 他国土交通省令で定めるものを除く。)、国土 航する当該旅客船により行う貨物の運送その 人の運送をする事業を営む者が当該航路に就 客定員を有する船舶をいう。)を就航させて 運送(一定の航路に旅客船(十三人以上の旅 (以下単に「指定区間」という。) における貨 港湾における貨物の船舶又ははしけによる

場(水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき けにより運送されるべき貨物の荷さばき場か 場」という。)への搬入、船舶若しくははし より運送された貨物の上屋その他の荷さばき らの搬出、これらの貨物の荷さばき場におけ 港湾においてする、船舶若しくははしけに

> 該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合 壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当 船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸 けへの積込み(貨物の船舶からの取卸し又は しけからの取卸し若しくは船舶若しくははし る。以下この号において同じ。)若しくはは 土交通省令で定める総トン数未満のものに限 る荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶(国

> > Ŧi.

検数事業(前条第一項第六号に掲げる行為

る行為を行う事業)

を行う事業)

荷さばき若しくは保管 若しくはこれらの木材の水面貯木場における 運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出 べき木材若しくは船舶若しくははしけにより 貯木場への搬入、いかだに組んで運送される 若しくははしけにより運送された木材の水面 いかだに組んで運送された木材若しくは船舶 んでする木材の運送又は港湾においてする、 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組

下「検数」という。) るその貨物の箇数の計算又は受渡の証明 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してす 议

ならない。この場合において、一般港湾運送事種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければ

いう。) を営もうとする者は、港湾運送事業の

に掲げる港湾運送事業(以下「検数事業等」と

船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してす (以下「鑑定」という。)

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目 業をいう。 的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事

3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利 二 港湾においてする船積貨物の警備 を目的とするとしないとを問わず、他人の需要 に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。 積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船 しに先行し若しくは後続する船倉の清掃 貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨 3 2

|第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるもの 4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港 か、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)湾(その水域は、政令で定めるものを除くほ に基づく港の区域をいう。)をいう。 (事業の種類)

とする。 げる行為を行う事業 般港湾運送事業(前条第一項第一号に掲

三 はしけ運送事業(前条第一項第三号に掲げ る行為を行う事業) 号に掲げる行為を行う事業 いかだ運送事業(前条第一項第五号に掲げ 港湾荷役事業(前条第一項第二号及び第四

第四条 前条第一号から第四号までに掲げる港湾 う。)を営もうとする者は、港湾運送事業の種 運送事業(以下「一般港湾運送事業等」とい を行う事業) な行う事業 (前条第一項第七号に掲げる行為 類及び港湾ごとに、同条第五号から第七号まで t を行う事業) 検量事業(前条第一項第八号に掲げる行為 第二章 港湾運送事業等

七 定 るその貨物の容積又は重量の計算又は証明 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑

(以下「検量」という。)

第五条 港湾運送事業の許可を受けようとする者 通大臣に提出しなければならない。 (許可の申請) 次に掲げる事項を記載した申請書を国土交

る一般港湾運送事業等を営むことができる。 終点とする指定区間においても、当該許可に係 を受けた者は、当該許可に係る港湾を起点又は 業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて 港湾運送事業の種類

港湾(検数事業等に係る場合を除く。) 国土交通省令で定める事業計画

省令で定める事項を記載した書類を添付しなける 前項の申請書には、資金計画その他国土交通 ればならない。

書その他必要な書類の提出を求めることができ 定するもののほか、当該申請者の登記事項証明 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規

(許可基準)

第六条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可を うかを審査して、これをしなければならない。 しようとするときは、次の基準に適合するかど 一般港湾運送事業等にあつては、少なくと 港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土

交通省令で定める施設及び労働者を有するも

二 検数事業等にあつては、検数事業等の公正 かつ適正な実施を確保するため必要な体制が 整備されていること。

三 当該事業の遂行上適切な計画を有するもの であること。

五. 四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であ るような経営形態であること。 当該事業の経理的基礎が確実性を有するこ

結果、その申請が同項の基準に適合していると、国土交通大臣は、前項の規定により審査した 該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可を 認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに しなければならない。

ら五年を経過しない者 り、又は執行を受けることがなくなつた日 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受項を除く。)の規定に違反して、罰金の刑に 十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一 関する法律(平成三年法律第七十七号。 けることがなくなつた日から五年を経過しな の又は暴力団員による不当な行為の防止等に の使用に関する法令の規定で政令で定めるも この法律、港湾運送事業に従事する労働者 第三

ける原因となつた事項が発生した当時現にそ を取り消された者が法人である場合において 経過しないものを含む。) は支配力を有する者を含む。以下同じ。)と によるかを問わず、これと同等以上の職権又 の法人の業務を執行する役員(いかなる名称 消しの日から五年を経過しない者(当該許可 して在任した者で当該取消しの日から五年を 港湾運送事業の許可を取り消され、その 当該取消しを受けた法人のその処分を受

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有し 三号又は次号のいずれかに該当する者である ない未成年者であつて、その法定代理人が前

第七条及び第八条 いずれかに該当する者があるもの

五 法人であつて、その役員のうちに前各号の

(運賃及び料金)

第九条 港湾運送事業の許可を受けた者 「港湾運送事業者」という。)は、 国土交通省令

らない。これを変更しようとするときも、同様 あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければな | 第十三条 一般港湾運送事業者は、その責に帰す で定めるところにより、運賃及び料金を定め、

- 賃又は料金を変更すべきことを命ずることがで 各号のいずれかに該当すると認めるときは、当 該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の 2
- するものであるとき。 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いを
- 引き起こすこととなるおそれがあるものであ 他の港湾運送事業者との間に不当な競争を

(運賃及び料金の割戻の禁止)

第十条 港湾運送事業者は、利用者に対し、収受 した運賃及び料金の割戻をしてはならない。 (港湾運送約款)

ならない。これを変更しようとするときも、 ならない。これを変更しようとするときも、同款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければ 土交通省令で定めるところにより、港湾運送約 (以下「一般港湾運送事業者」という。) は、国 一般港湾運送事業の許可を受けた者

ときは、次に掲げる基準によつてこれをしなけ ればならない。 国土交通大臣は、前項の認可をしようとする

ものであること。 利用者の正当な利益を害するおそれがない

一 少なくとも貨物の受取及び引渡し並びに一 に定められているものであること。 港湾運送事業者の責任に関する事項が明確

第十二条 港湾運送事業者は、第九条第一項の規 (運賃及び料金並びに港湾運送約款の掲示等)

該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供 用者の見やすいように掲示するとともに、その に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に ことを目的として公衆からの求めに応じ自動的 う自動公衆送信(公衆によつて直接受信される めるところにより、電気通信回線に接続して行 通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定 事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交 けた港湾運送約款について、営業所において利 く。) 並びに前条第一項の規定により認可を受 は船舶運航事業者に限つて定められたものを除 定により届け出た運賃及び料金(特定の荷主又 しなければならない。

(引渡不能貨物の寄託)

倉庫営業者に寄託することができる。 べからざる事由により貨物の引渡をすることが できないときは、荷受人の費用をもつてこれを

物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷受 人に通知しなければならない。 (名義利用の禁止) 一般港湾運送事業者は、前項の規定により貨

第十四条 港湾運送事業者は、その名義を他人に (差別取扱等の禁止) 港湾運送事業のため利用させてはならない

|第十五条 港湾運送事業者は、特定の利用者に対 取扱をしてはならない し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的

(下請の制限)

第十六条 一般港湾運送事業者は、各月中に引き 当該種別の行為を自ら行なわなければならな 令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る うち当該種別のものに係る貨物量に国土交通省 号から第五号までに掲げる行為の種別ごとに、 少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送の 受けた港湾運送については、第二条第一項第二

2 為は、自ら行つた行為とみなす。ただし、次の 式の総数の二分の一を超える株式を保有するこ 事業者がその引き受けた港湾運送を他の港湾運 省令で定める密接な関係を有するものに限る。) 該一般港湾運送事業者とこれに準ずる国土交通 とによりその事業活動を支配するものその他当 送事業者(当該一般港湾運送事業者が発行済株 に下請をさせる場合における当該下請に係る行 前項の規定の適用については、一般港湾運送 ずれかに該当する場合に限る。

種別の行為を前項の規定に従つて自ら行つた ら第五号までに掲げる行為のうちいずれかの 受けた港湾運送に係る第二条第一項第二号か 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き

二 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き 受けた港湾運送に係る貨物量に国土交通省令 いて行つたとき。 定めるところにより自らの統括管理の下にお 号又は第四号に掲げる行為を国土交通省令で 省令で定める施設において第二条第一項第二 物について、コンテナ埠頭その他の国土交通 で定める率を乗じて得た貨物量以上の量の貨

3 物に係る港湾運送を自ら行わなければならな 土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨 引き受けた港湾運送に係る貨物量に第一項の国 除く。)については、少なくとも、当該月中に 送(他の港湾運送事業者から引き受けたものを 許可を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運 送事業(以下「港湾荷役事業等」という。)の 第三条第二号から第四号までに掲げる港湾運

4 は、その全部を自ら行わなければならない。湾運送事業者から引き受けた港湾運送について 港湾荷役事業等の許可を受けた者は、 他の港

6 5 出の方法は、国土交通省令で定める。 国土交通大臣は、港湾運送事業者が第一項、 第一項から第三項までに規定する貨物量の算

正のために必要な事業施設の改善その他の措置 るときは、当該港湾運送事業者に対し、その是 第三項又は第四項の規定に違反していると認め (公正な検数事業等の確保) をとるべきことを命ずることができる。

第十六条の二 検数事業等の許可を受けた者は、 ない。 公正に検数、鑑定又は検量を行わなければなら

|第十七条 港湾運送事業者は、事業計画を変更し る軽微な事項に係る変更については、この限り なければならない。但し、国土交通省令で定めようとするときは、国土交通大臣の認可を受け (事業計画の変更)

3 2 第六条の規定は、前項の認可について準用す る。 て事業計画を変更したときは、遅滞なく、その でない。 港湾運送事業者は、第一項但書の事項につい

|第十七条の二 港湾運送事業者は、天災その他や めるところに従い、その業務を行わなければな むを得ない事由がある場合の外、事業計画に定 旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (事業計画に定める業務の確保)

2 国土交通大臣は、港湾運送事業者が前項の規 送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべ 定に違反していると認めるときは、当該港湾運 きことを命ずることができる。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

英十八条 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土

2 3 業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を せない場合は、この限りでない。 効力を生じない。ただし、港湾運送事業を経営 は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その する場合又は分割により港湾運送事業を承継さ する法人が港湾運送事業を行わない法人を合併 第一項の規定により認可を受けて港湾運送事 港湾運送事業を経営する法人の合併及び分割

した法人は、許可に基づく権利義務を承継す た法人若しくは分割により港湾運送事業を承継 併後存続する法人若しくは合併により設立され 受けて合併若しくは分割をした場合における合

可を受けなければならない。 き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認 続人が被相続人の行つていた港湾運送事業を引 港湾運送事業者が死亡した場合において、 相

5 わらず、当該事業を営むことができる。 の通知を受ける日までは、第四条の規定にか 後六十日以内に認可の申請をした場合において は、その認可をした旨又はその認可をしない旨 第六条の規定は、第一項、 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡 第二項又は第四項

第十八条の二 国土交通大臣は、災害の救助その 他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であ の認可について準用する。 (公益命令)

規定にかかわらず、港湾運送事業者を指定し 合又は著しく不足する場合に限り、第十五条の り、且つ、自発的に当該業務を行う者がない場 て、左の各号に掲げる事項を命ずることができ

送をすること。 国土交通大臣の指定した貨物の取扱又は運

一 貨物の取扱又は運送の方法又は順位を変更 すること

2 額をこえない範囲内で、これをしなければなら 失の補償を伴うものは、これによつて必要とな る補償金の総額が、国会の議決を経た予算の金 前項の規定による命令で次条の規定による損

(損失の補償)

第十八条の三 前条第一項の規定による命令を受 ことによる損失を含む。)を補償する たならば通常得らるべき利益が得られなかつた けた者に対しては、その命令を受けたことによ つて通常生ずべき損失(その命令を受けなかつ

- 2 前項の補償の額は、 国土交通大臣がこれを決
- 3 4 額の増額を請求することができる。 つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の 前項の決定に不服がある者は、その決定を知
- 必要な事項は、国土交通省令で定める。 前四項に定めるものの外、損失の補償に関し 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(事業の休廃止の届出)

- 第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止 令で定める手続により、休止又は廃止の日の三し、又は廃止しようとするときは、国土交通省 なければならない 十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出 (事業改善命令)
- の事業の運営を改善するために必要な措置をと 港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他 阻害している事実があると認めるときは、当該 事業について利用者の利便その他公共の利益を るべきことを命ずることができる。 (事業の停止及び許可の取消し) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の
- とができる。 じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すこ 内において期間を定めて当該事業の停止を命 次の各号のいずれかに該当するときは、三月以 国土交通大臣は、港湾運送事業者が
- この法律又はこれに基づく処分に違反した 正当な理由がないのに認可を受けた事項を
- 三 第六条第二項第一号、第二号、第四号又は 第五号の規定に該当するに至つたとき。

(港湾運送関連事業の届出)

- 第二十二条の二 港湾運送関連事業を営もうとす 送関連事業者」という。)が当該届出をした事 令で定める事項を国土交通大臣に届け出なけれ る者は、あらかじめ、港湾ごとに、国土交通省 に、その旨を国土交通大臣に届け出なければな 又は廃止したときは、その日から三十日以内 項を変更しようとするときも、同様とする。 ばならない。当該届出をした者(以下「港湾運 港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、
- 第二十二条の三 通省令で定めるところにより、 港湾運送関連事業者は、 港湾ごとに、 国土交 料

- ときも、同様とする。 金を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け | 第二十七条 削除 出なければならない。これを変更しようとする
- 2 が前項の規定により届け出た料金について準用 第九条第二項の規定は、港湾運送関連事業者
- (料金の割戻しの禁止及び料金の掲示等)
- 第二十二条の四 第十条の規定は港湾運送関連事 り届け出た料金について準用する。 は港湾運送関連事業者が前条第一項の規定によ 業者が収受した料金について、第十二条の規定

第三章 港湾運送事業抵当

(港湾運送事業財団の設定)

- 第二十三条 一般港湾運送事業等の許可を受けた 港湾運送事業財団を設けることができる。 等」という。)は、抵当権の目的とするため、 者(以下この章において「一般港湾運送事業者 (財団の組成)
- 第二十四条 港湾運送事業財団は、次に掲げるも のであつて、同一の一般港湾運送事業者等に属 全部又は一部をもつて組成することができる。 し、かつ、一般港湾運送事業等に関するものの 上屋、荷役機械その他の荷さばき施設及び
- はしけ及び引船その他の船舶
- 三 事務所その他一般港湾運送事業等のため必 要な建物及びその敷地
- 兀 地上権、登記した賃借権及び第一号又は前号 に掲げる土地のために存する地役権 又は使用するため他人の不動産の上に存する 第一号又は前号に掲げる工作物を所有し、
- 五 一般港湾運送事業等の経営のため必要な器 具及び機械

(財団設定の制限)

- 第二十五条 前条第一号又は第三号に掲げる不動 事業者等は、港湾運送事業財団を設けることが 産のいずれもが存しないときは、一般港湾運送 できない。
- (工場抵当法の準用)
- 第二十六条 港湾運送事業財団については、この 条及び同法第四十五条中「工場所在地」とある 定を準用する。この場合において、同法第十七 法律に規定するものの外、工場抵当法(明治三 第三号ニ掲クル不動産ノ所在地」と読みかえる 十八年法律第五十四号)中工場財団に関する規 ものとする 「港湾運送事業法第二十四条第一号又ハ

一般港湾運送事業者等でない者になつたことに第二十八条 港湾運送事業財団は、その所有者が より消滅することがない。

(許可等の条件又は期限)

- 第二十九条 許可又は認可には、条件又は期限を 付し、及びこれを変更することができる。
- 2 実施を図るため必要な最小限度のものに限り、 (職権の委任) ることとならないものでなければならない。 かつ、当該港湾運送事業者に不当な義務を課す 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進 又は許可若しくは認可に係る事項の確実な
- 第三十条 この法律に規定する国土交通大臣の職 輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同権の一部であつて政令で定めるものは、地方運 じ。)が行う。
- 2 には、適用しない。 より委任された国土交通大臣の職権を行う場合 次条の規定は、地方運輸局長が前項の規定に
- (運輸審議会への諮問)
- 第三十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許 業における運賃及び料金に関する変更命令に関 可の取消し若しくは事業の停止又は港湾運送事 (港湾管理者に対する通知等) しては、運輸審議会に諮らなければならない。
- 第三十二条 国土交通大臣は、第九条第二項又は ものを除く。)をしようとするときは、当該港 運送約款に関する変更命令(検数事業等に係る 第二十一条の規定により運賃及び料金又は港湾 湾管理者の意見を聴かなければならない。
- 2 旨を当該港湾管理者に通知しなければならな 又は許可の取消しをした場合においては、その 国土交通大臣は、一般港湾運送事業等に関 許可をし、事業の廃止の届出の受理をし、
- (はしけ等に関する表示)
- 第三十二条の二 港湾運送事業者は、港湾運送又 省令で定める事項を見やすいように表示しなけ は第三十三条の二第一項の運送に使用するはし ればならない。 け又は船舶に、その氏名、名称その他国土交通
- 第三十三条 国土交通大臣は、この法律の施行を 確保するため必要があると認めるときは、 (報告徴収等) 港湾

- きる。 の使用その他事業に関し報告をさせることがで 運送事業者又は港湾運送関連事業者に、はしけ
- 2 他の船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を ため必要があると認めるときは、その職員に、 検査させることができる 所若しくは事業場又ははしけ若しくは引船その 港湾運送事業者又は港湾運送関連事業者の事務 国土交通大臣は、この法律の施行を確保する
- 3 呈示しなければならない。 きは、その身分を示す証票を携帯し、 当該職員は、前項の規定により検査をすると 関係人に
- められたものと解釈してはならない 第二項の検査の権限は、犯罪捜査のため
- (指定区間においてする内航運送の特例)
- 第三十三条の二 内航海運業法 (昭和二十七 これを適用しない。一般港湾運送事業者又はは についても、同様とする。 八条第五項の規定により引き続き事業を営む者 定区間においてするはしけ以外の木製船舶によ 業の許可を受けた港湾を起点又は終点とする指 送事業者又ははしけ運送事業の許可を受けた者 成元年法律第八十二号)の規定は、一般港湾運 律第百五十一号)及び貨物利用運送事業法 の一部として行う場合に限る。)については、 者については一般港湾運送事業に相当する事業 に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業 る物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者 (以下「はしけ運送事業者」という。) が当該事 しけ運送事業者が死亡した場合において、第十 伞
- 2 条、第十八条の二及び第十八条の三の規定は、 ものとする。 前項の運送について準用する。この場合におい て、第十四条中「港湾運送事業」とあるのは、 |第三十三条の二第一項の運送」と読み替える 第九条から第十二条まで、第十四条、第十五

(政令への委任)

第三十三条の三 この法律の規定に基づき政令を 則に関する経過措置を含む。)を定めることが 断される範囲内において、所要の経過措置(罰 制定し、又は改廃する場合においては、政令 できる。 で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

第五章

第三十四条 金に処し、 は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の 次の各号のいずれかに該当する者 又はこれを併科する。

運送事業を営んだ者 第十四条(第三十三条の二第二項において 第四条の規定による許可を受けないで港湾

第三十五条 第二十二条の規定による事業の停止 は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しく 準用する場合を含む。)の規定に違反した者

若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを 定による命令に違反した者は、六月以下の懲役 二第二項において準用する場合を含む。) の規三十七条 第十八条の二第一項(第三十三条の

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者 百万円以下の罰金に処する。

で、運賃又は料金を収受した者 は届出をした運賃若しくは料金によらない の三第一項の規定による届出をしないで、又 いて準用する場合を含む。) 又は第二十二条 第九条第一項(第三十三条の二第二項にお

二 第九条第二項 (第二十二条の三第二項及び 又は料金を収受した者 を含む。)の規定による命令に違反して運賃 第三十三条の二第二項において準用する場合

三 第十条(第二十二条の四及び第三十三条の 規定に違反して運賃又は料金の割戻しをし 二第二項において準用する場合を含む。) の 1

六 第十六条第六項、第十七条の二第二項又は 四 第十一条第一項(第三十三条の二第二項に 第二十一条の規定による命令に違反した者 準用する場合を含む。)の規定に違反した者 いで事業計画を変更した者 送約款によらないで、運送契約を締結した者 認可を受けないで、又は認可を受けた港湾運 おいて準用する場合を含む。) の規定による 第十七条第一項の規定による認可を受けな 第十五条(第三十三条の二第二項において 1

第三十三条第一項の規定による報告をせ 又は虚偽の報告をした者

み、妨げ、又は忌避した者 第三十三条第二項の規定による検査を拒 3

代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の 条の違反行為をしたときは、 業務に関して第三十四条、第三十五条又は前二 行為者を罰するほ 4

か、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を 科する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の過料に処する。

又は虚偽の表示をした者 若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者 をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は第十 下この号において同じ。)の規定による掲示の二第二項において準用する場合を含む。以 二条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、 第三十二条の二の規定による表示をせず、 第十二条(第二十二条の四及び第三十三条

三 第十七条第三項又は第二十二条の二第二項 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を した者

止した者 は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃 第二十条の規定による届出をしないで、又

1

Ŧi. 関連事業を営んだ者 しないで、又は虚偽の届出をして、 第二十二条の二第一項の規定による届出を 港湾運送

附則 抄

(施行期日)

1 をこえない期間内において、政令で定める。 この法律施行の期日は、公布の日から九十日 附 則 (昭和二八年八月二八日法律第二

五五号) 抄

(施行期日)

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して三十日を

〇 附 号 則 (昭和三〇年七月二五日法律第九

(施行期日)

こえない期間内において政令で定める日から施 行する。 この法律は、公布の日から起算して九十日を

九附号副 則 抄 (昭和三四年三月三〇日法律第六

(施行期日)

 この法律は、 (経過規定) 昭和三十四年十月一日から施行

録を受けた者とみなす。 検量人となつている者は、改正後の第七条の登 第三十五条の登録を受けて検数人、鑑定人又は この法律の施行の際現に改正前の海上運送法

であつて、改正前の第十九条の二(第三十三条 この法律の施行の際現に効力を有する協定等

> いて準用する場合を含む。)の規定による認可三条の二第二項及び第三十三条の三第三項にお の二第二項及び第三十三条の三第三項において を受けたものとみなす。 つたものは、改正後の第十九条第一項(第三十 -用する場合を含む。)の規定による届出があ

7 適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則

二 号) (昭和三七年五月一〇日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を経過した日から施行する。 附 (昭和三七年五月一六日法律第一

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 四〇号) 抄

2 この法律による改正後の規定は、この附則に 律による改正前の規定によつて生じた効力を妨 前に生じた事項にも適用する。ただし、この法 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 する。 げない。 第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起

3 わらず、なお従前の例による。 旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかついては、当該訴訟を提起することができない この法律の施行の際現に係属している訴訟に

なお従前の例による。 管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨 のこの法律による改正後の規定にかかわらず、 この法律の施行の際現に係属している訴訟の

5 る 正前の規定による出訴期間より短い場合に限 お従前の例による。ただし、この法律による改は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な 正後の規定による出訴期間がこの法律による改 前の規定による出訴期間が進行している処分又 この法律の施行の際現にこの法律による改正

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関 する。 ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算出訴期間が定められることとなつたものについ する当事者訴訟で、この法律による改正により

7 この法律の施行の際現に係属している処分又 よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例 係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関 による。ただし、 裁判所は、 原告の申立てによ

> 更することを許すことができる。 り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変

での規定を準用する。 十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

0号) 則 抄 (昭和三九年七月二日法律第一四

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 をこえない範囲内において政令で定める日 において政令で定める日から公布の日から起算して三月

附則 抄 (昭和四〇年五月二二日法律第八

る。 (施行期日) この法律は、 〇 号) 昭和四十年七月一日から施行す

(施行期日) 〇 号) 附 則 抄 (昭和四〇年六月三日法律第一二

につき、政令で定める。 附 則 (昭和四一年六月一五日法律第八

算して二年をこえない範囲内において、

各規定

(施行期日) 四号) 抄

項の規定は、昭和四十二年十月一日から施行す の五までの改正規定並びに附則第六項及び第七 する。ただし、第二十二条の三から第二十二条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行

(経過規定)

2 法」という。)の規定に基づいてしたものとみ 申請は、改正後の港湾運送事業法(以下「新 業法の規定による港湾運送事業の免許及びその この法律の施行前にした改正前の港湾運送事

前の例による。 た行為に対する罰則の適用については、 運送の下請の制限に係るこの法律の施行後にし の規定により従前の例によることとされる港湾 この法律の施行前にした行為及び附則第四 なお従

一五〇号) 則 (昭和四一年一二月二六日法律第 抄

(施行期日)

1 する。 この法律は、 昭和四十二年四月 日から施

則 抄 (昭和五三年四月二四日法律第二

1 条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行す 第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十 の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条 第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項 匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、 第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意 七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法 五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第百 十一条第一項の改正規定、第二条、 この法律は、公布の日から施行する。ただ 第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第 第三条、第

八五号) 附 則 (昭和五五年一一月一九日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、

昭和五十六年四月一日

から

施行する。

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律によ る改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基 当の国の機関のした処分等とみなす。 れらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、 若しくはこれに基づく命令の規定により又はこ より、この法律による改正後のそれぞれの法律 又は契約その他の行為(以下この条において づく命令の規定による許可、認可その他の処分 「処分等」という。)は、政令で定めるところに (経過措置) 相

第二十一条 この法律の施行前にこの法律による 関に対してした申請等とみなす。 に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機れに基づく命令の規定により又はこれらの規定 法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこ いう。)は、政令で定めるところにより、この の他の行為(以下この条において「申請等」と 改正に係る国の機関に対してした申請、届出そ

五号) 則 抄 (昭和五六年五月一九日法律第四

(施行期日)

条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四 項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一 十一条第一項の改正規定、第二条、第五条及び この法律は、公布の日から施行する。ただ 第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第 第十九条中特許法第百七条第一 1

十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二 年六月一日から施行する。 改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六 定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項の 条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規

号) 則 (昭和五九年五月一日法律第二三

(施行期日)

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

則 (昭和五九年五月八日法律第二五

(施行期日) 号)

|第一条 この法律は、 施行する。 昭和五十九年七月一日 から

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運 う。)

又は陸運局長が法律若しくはこれに基づ 関の長(以下「海運支局長等」という。)がし の他の地方機関の長(以下「支局長等」とい 若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機 の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局 律若しくはこれに基づく命令の規定により相当 処分等にあつては、運輸省令)で定めるところ 分又は契約その他の行為(以下この条において た処分等とみなす。 により、この法律による改正後のそれぞれの法 「処分等」という。)は、政令(支局長等がした く命令の規定によりした許可、認可その他の処 監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局そ

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運 り相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運 れの法律若しくはこれに基づく命令の規定によ ところにより、この法律による改正後のそれぞ 申請、届出その他の行為(以下この条において 監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした 支局長等に対してした申請等とみなす。 てした申請等にあつては、運輸省令)で定める 「申請等」という。)は、政令(支局長等に対し

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ

九附号訓 則 (昭和五九年七月二〇日法律第五

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月を超

2

一項の規定による港湾荷役事業の免許を受けな運送事業法(以下「新法」という。)第四条第 規定による船内荷役事業又は沿岸荷役事業の免 業法(以下「旧法」という。)第四条第一項の むことができる。 その届出をした日までの間)は、改正後の港湾 六月間(次項の規定による届出をしたときは、 許を受けている者は、この法律の施行の日から いでも、当該事業を従前の例により引き続き営

3 二項の規定により従前の事業の範囲に限定され 長を含む。) に届け出たときは、新法第四条第で引き続き営む旨を地方運輸局長(海運監理部ところにより、当該事業を従前の事業の範囲内 ら六月を経過する日までに、運輸省令で定める 前項に規定する者は、この法律の施行の日か

第十五条 この附則に定めるもののほか、この

法

(その他の経過措置の政令への委任)

施行する。

(施行期日)

昭和六十四年一月一日

から

0号) 附 則

抄

(昭和六三年五月一七日法律第四

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

4 の他の行為とみなす。 為は、新法の相当規定によりした処分、手続そ 旧法の規定によりした処分、手続その他の行

5 円」と、「三万円」とあるのは「十万円」とす 旧法の規定中「五万円」とあるのは「二十万 用については、なお従前の例による。ただし、 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適 とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係る 附則第二項の規定により従前の例によること

三号) 附 則 抄 (昭和六一年一二月四日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和六十二年四月一日から

第二十七条 この法律の施行の際現に日本国有鉄 港湾運送事業法第二条第一項の規定にかかわらついては、第百二十一条の規定による改正後の 事業に係るものの船舶により運送される貨物に り旅客会社が引き継ぎ、かつ、経営する連絡船 限る。)であつて改革法第二十一条の規定によ 道の経営する航路(運輸大臣が指定するものに ず、なお従前の例による。 (港湾運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

(罰則の適用に関する経過措置)

|第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこ の法律の規定によりなお従前の例によることと される事項に係るこの法律の施行後にした行為

による。

に対する罰則の適用については、

なお従前の

例

(政令への委任)

この法律の施行の際現に改正前の港湾運送事 第一条 この法律は、 第四十二条 附則第二条から前条までに定めるも は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な事項

て受けたものとみなす。 項の規定による港湾荷役事業の免許を同条第

施行する。 九号) 附 則 抄 (平成五年一一月一二日法律第八

第一条 この法律は、

(施行期日) 号)

附

則 抄

(平成元年一二月一九日法律第八

を超えない範囲内において政令で定める日米一条 この法律は、公布の日から起算して

から起算して一年

から

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年 第八十八号)の施行の日から施行する。 (施行期日)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置) 正後の関係法律の規定にかかわらず、 利益処分の手続に関しては、この法律による改 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 の例による。 なお従前

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 規定により行われたものとみなす。 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 分に係るものを除く。)又はこれらのための手

(政令への委任)

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。

則 抄 (平成六年一一月一一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 行為に対する罰則の適用については、なお従前 の例による。 第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした によることとされる場合における第一条、第四 及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例 第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条 為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、 定については、当該各規定)の施行前にした行 第八条、第九条、第十三条、第二十七条、

(政令への委任)

第二十一条 政令で定める。 経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、 ののほか、この法律の施行に関して必要となる 附則第二条から前条までに定めるも

号) 抄 則 (平成九年六月二〇日法律第九六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附 対する罰則の適用については、なお従前の例に る場合におけるこの法律の施行後にした行為に 項の規定によりなお従前の例によることとされ 第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一 なお効力を有することとされる場合並びに附則 則第三条第一項及び第四条第一項の規定により

五一号) 附 則 (平成一一年一二月八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日 「から施

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年 より従前の例によることとされる準禁治産者及 法律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定に

> き、なお従前の例による。 びその保佐人に関するこの法律による改正規定 適用については、次に掲げる改正規定を除

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 ?の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

七 附号 則 則 (平成一二年五月一七日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(特定港湾における一般港湾運送事業等に関す

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による は期限は、新法の規定による許可に付されたも 囲の限定又は条件若しくは期限が付されている う。) 第四条第一項の免許を受けている者であ ときは、当該業務の範囲の限定又は条件若しく 合において、旧法の規定による免許に業務の範 日に同項の許可を受けたものとみなす。この場 等を営む者に該当する者は、この法律の施行の (以下「新法」という。) 第二十二条の二第一項ってこの法律による改正後の港湾運送事業法 改正前の港湾運送事業法(以下「旧法」とい に規定する特定港湾における一般港湾運送事業

第三条 この法律の施行の際現に旧法第九条第一 り届け出た運賃及び料金とみなす。 賃及び料金に該当するものは、同項の規定によ 項の認可を受けている運賃及び料金であって新 法第二十二条の二第三項の規定が適用される運

第四条 前二条に定めるもののほか、旧法又は旧 法に基づく命令によりした処分、 手続その他の

輸省令で定めるところにより、新法によりした 行為で、新法中相当する規定があるものは、運 ものとみなす。

(事業の停止及び免許又は許可の取消しに関す

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一 免許若しくは許可の取消しの処分に関しては、を含む。)の規定による事業の停止の命令又は 法第二十二条の二第六項において準用する場合 項の免許を受けている者又は附則第二条の規定 お従前の例による。 たとみなされる者に対する新法第二十二条(新 この法律の施行前に生じた事由については、 により新法第二十二条の二第一項の許可を受け な

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (政令への委任) 則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるものの ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措 置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 で定める。

号) 附 則 抄 (平成一二年五月一九日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

附 — 号) 則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

1 行する。 (平成十二年法律第九十号)の施行の日から施ここの法律は、商法等の一部を改正する法律

則 (平成一四 [年五月三一日法律第五

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による 海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸 命令(以下「旧法令」という。)の規定により 改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく 運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」 行する。 (経過措置)

> 事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。) 規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又 れに基づく命令(以下「新法令」という。)の 法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこ がした処分等とみなす。 は、国土交通省令で定めるところにより、この は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する 請等とみなす。 定により相当の運輸監理部長等に対してした申 土交通省令で定めるところにより、新法令の規の他の行為(以下「申請等」という。)は、国 第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定

より海運監理部長等に対してした申請、届出そ

罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成一四年六月一九日法律第七

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

号 附 則 抄 (平成一六年六月九日法律第八四

施行する。

四号) 抄

第一条 この法律は、 (施行期日)

という。)がした許可、認可その他の処分又は 契約その他の行為(以下「処分等」という。)

> (施行期日) 七号) 抄

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から*一条 この法律は、公布の日から起算して一年 (施行期日)

二四号) 則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

施行期日)

第一条 この法律は、 から施行する。 新不動産登記法の施行の

四七号) (平成一六年一二月一日法律第一 抄

(施行期日)

平成十四年七月一日から施 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

五号) 則 抄 (平成一七年五月二〇日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十一月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

附則第八条から第十一条までの規定 第二条並びに次条から附則第四条まで及び略 公布の

(港湾運送事業法の一部改正に伴う経過措置) から起算して一年を超えない範囲内におい

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に 囲の限定又は条件若しくは期限が付されている に付されたものとみなす。 は期限は、新港湾運送事業法の規定による許可 ときは、当該業務の範囲の限定又は条件若しく 送事業法の規定による免許又は許可に業務の範たものとみなす。この場合において、旧港湾運 湾運送事業法」という。)第四条の許可を受け定による改正後の港湾運送事業法(以下「新港 第二条の規定による改正前の港湾運送事業法 (以下「旧港湾運送事業法」という。)第四条第 一第一項の許可を受けている者は、第二条の規 項の免許又は旧港湾運送事業法第二十二条の

第四条 前二条に定めるもののほか、旧港湾運送 賃及び料金は、新港湾運送事業法第九条第一項 省令で定めるところにより、新港湾運送事業法 事業法中相当する規定があるものは、国土交通 りした処分、手続その他の行為で、新港湾運送 事業法又は旧港湾運送事業法に基づく命令によ の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。 第二十二条の二第三項の規定により届け出た運 受けている運賃及び料金又は旧港湾運送事業法 際現に旧港湾運送事業法第九条第一項の認可を によりしたものとみなす。 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

(罰則に関する経過措置)

に対する罰則の適用については、なお従前の例第五条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規 (政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの 置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措

で定める。

則 抄

(平成二〇年五月二日法律第二八

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日) 附 則 (平成二三年六月三日法律第六一

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 「施行日」という。)から施行する。 第七条

号 附 則 (平成二四年八月一日法律第五三

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

で定める日 起算して六月を超えない範囲内において政令 及び第三十一条第二項の規定 公布の日から 十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条 第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第 附 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、

1

号) 抄 則 (令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を経過した日から施行する。ただし、次の各号 する。 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

及び第六条の規定 律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及 び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条 第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法 百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、 十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第 っせんに係る児童の保護等に関する法律第二 七条(民間あっせん機関による養子縁組のあ 規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百 十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七 公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっ 他の行為及び当該規定により生じた失職の効力 に限る。)に基づき行われた行政庁の処分その 前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条 同じ。)の施行の日前に、この法律による改正 項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの (罰則に関する経過措置) については、なお従前の例による。 ては、当該規定。以下この条及び次条において

|第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関

政府は、会社法(平成十七年法律第八十

する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ

る。 る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐 その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす 討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除 て、この法律の公布後一年以内を目途として検 人であることを理由に制限する旨の規定につい

(令和四年六月一七日法律第六八

号 附

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 丁する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

附 則 (令和五年六月一六日第五百九条の規定 公布の日

号) (令和五年六月一六日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日 第一条及び第二条の規定並びに附則第七

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律 過措置を含む。)は、 の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経 政令で定める。